

「直茂様御教訓ヶ条覚書」の成立とその意義：近世武家「家訓」の性絡をめぐる一考察

田中，由利子
九州大学大学院比較社会文化学府

<https://doi.org/10.15017/4494708>

出版情報：比較社会文化研究. 30, pp.67-79, 2011-09-15. 九州大学大学院比較社会文化研究科
バージョン：
権利関係：

「直茂様御教訓ヶ条覚書」の成立とその意義

— 近世武家「家訓」の性格をめぐる一考察 —

タ ナカ ユリコ
田 中 由利子

はじめに

本稿では、近世武家「家訓」の中で、佐賀藩当主(藩主)の名を冠した「家訓」の一つである「直茂様御教訓ヶ条覚書」を取り上げ、その作成過程を史料学的に検討することで、藩祖^{*1}の名を冠した「家訓」の特質の一端を明らかにするものである。

「家訓」を定義することは難しい。「家訓」とは、子孫や一族、武家の場合には家臣、商家の場合には奉公人・店員などまでを含んだ人々に対する訓誡を目的として著されたものを指していて、「家訓」はそれ自身の歴史を持っている^{*2}と山本眞功氏は規定する。一般に「家訓」と呼ばれているものには、遺誡・遺訓・遺書・教訓・書置・覚書・壁書などが含まれ^{*3}、家法の類も「家訓」とよばれる^{*4}。

近世武家「家訓」の作成は、主として藩政成立期に書かれたものが多く、それは武功によって家運のもとを築いた大名が、家の永続と繁栄を祈る心から、子孫家臣のために作ったものや、あるいは幕府の統制下に藩の諸制度を整備した大名が、その精神を長く藩の政治の中に生かそうとして作ったものであった^{*5}。内容的には、近世武士は戦士から役人化しているため、治者としての本質を究める為に作成され、その家の永続を基本理念としていると言える。

近世武家「家訓」の先行研究においては、「家訓」の条目の内容解釈や、その「家訓」の成立時の歴史的背景などを記したものは多くあるが^{*6}、藩祖の名を冠した「家訓」の作成及び成立をめぐる史料学的検証がなされたものは、『東照宮御遺訓』について数点あるものの^{*7}、他の武家「家訓」においては、管見の限り見当たらない。

そこで今回、佐賀藩藩祖鍋島直茂の名を冠した「直茂様御教訓ヶ条覚書^{*8}」を取り上げ検討していく。一般的に藩祖の名の付いた武家の「家訓」は、藩祖の功績を子孫に伝えるためと、その家(藩)の継続を願ってその継承者に対して自分の経験を教訓として記したもので、その根底には藩祖の念が入っていると考えられている。佐賀藩には近世武家思想の一つである『葉隠』に影響を与

えたとされる藩祖直茂の言行録がいくつか残されている。しかし、この「直茂様御教訓ヶ条覚書」は、逆に『葉隠』からも引用されたと思われる部分がみてとれる。

そこで本稿では、まず、この「直茂様御教訓ヶ条覚書」を史料学的に検討し、作成時期を比定していく。次に、この「覚書」の成立の意図するところを考察していきたい。

1 「直茂様御教訓ヶ条覚書」と比較史料

佐賀藩は、慶長十二(1607)年、竜造寺氏の領国を鍋島氏が継承して成立した。つまり、竜造寺氏より一家臣であった鍋島氏への家督・領主交代の特異な歴史的過程があった。そのような特殊な歴史的背景のもと、鍋島直茂は佐賀藩の藩祖となった。

今回使用した「直茂様御教訓ヶ条覚書」(五十九条)は、鍋島文庫「直茂公御教訓ヶ條並葉隠抜書全^{*9}」の中の「直茂様御教訓ヶ条覚書^{*10}」を使用した。この「直茂様御教訓ヶ条覚書」は、十七条目より三十七条目までの二十一ヶ条の一つ書きの上に墨で点がある。また、「直茂様御教訓ヶ条覚書」によく似たもので、標題に「覚」という字が入っていない「直茂様御教訓ヶ条書^{*11}」というものがある。その条数は五十五条である。これらの類似書は鍋島文庫には多くあり、また、家臣宅などにも存在すると思われる。

「直茂様御教訓ヶ条覚書」(五十九条)の全文を挙げる
と以下ようになる。

「直茂様御教訓ヶ条覚書」(句読点は筆者による)

- No.1 一、仏神にも只信の心起り候様と祈り、外に別の事を不祈、と被仰候事。
- No.2 一、遅き者の早き者が、主人の気に入候、と被仰候事。
- No.3 一、万数寄の物は集り候。能人に可数寄、と被仰候事。
- No.4 一、諸事人の請取様にすれば、国家長久也、と被仰候事。

- No.5 一、国替の時は鑓先にて可渡と御家中え御遺言候事。
- No.6 一、時節到来と見候はゞ、潔く家を可崩と覚悟可仕由、被仰候事。
- No.7 一、治世の鑓先に鑄の付ぬ仕様有。十年廿年間に、天下に聞ゆる大事を仕候得ば、鑓先不鏽、と被仰候事。
- No.8 一、一存二而分別不分時は眼を塞ぎ、此儀を日峯様は何と可被遊哉と観念をなし候得ば、その儘分別わかれ候、を被仰候事。勝茂公。
- No.9 一、能人にふりかけ内儀いたし、惣てだゝいを見付、肝心に案じ、だゝい次第に分別し家を可抱、と被仰候事。
- No.10 一、不断胸に氣遣を情に入不仕故、物毎すりくり違ひ候、と被仰候事。
- No.11 一、小身成者程、本を忘間数候。大身者小身に成候時候ハバ、早く本を忘れほそまり候得ば、かゝへ留候、と被仰候事。
- No.12 一、内々にての嗜なく候得ば、家人よりも見限られ批判悪敷、と被仰候事。
- No.13 一、こぎこがたは、公私の妨に成候、と被仰候事。
- No.14 一、いたり過て人を見こなし、我計人にて有様に存る者候ハバ、ほなひなる者よりは早く家を崩す、と被仰候事。
- No.15 一、軽くとて能思案いたす者は、人に成候。重くとて濁り候者は、浮沈する者候、と被仰候事。
- No.16 一、数寄の道は、数寄て不苦候。但、数寄の物故、誤無之様に可仕、と被仰候事。
- No.17 一、以下の心を能量り、上に至て校量し候ハバ、はづれ有かたく候。
- No.18 一、下輩の詞は助て聞け。金は土中に有る事分明。
- No.19 一、人間の一生は、若きに極る。一座の人にもあかれ候はぬ様に。
- No.20 一、理非を糺者は、人罰におちる也。
- No.21 一、大事の思案は、かろくすべし。
- No.22 一、諸事、人より先にはかるべし。
- No.23 一、諸事堪忍の事。
- No.24 一、万事しだるき事、十に七悪し。
- No.25 一、武篇は楚忽ぞ、不断有ましく候。
- No.26 一、上下によらず、一度身命を不捨者は不恥候。
- No.27 一、利発は分別の花、花咲実ならざる類多し。
- No.28 一、諸芸は独達しかたし。不加分別時は身の難となる事多分。
- No.29 一、憲法は下輩の批判。道理の外に理有り。
- No.30 一、子孫の祈祷は先祖の祭也。
- No.31 一、先祖の善悪は、子孫の請取手次第。
- No.32 一、信心は心の掃除、人の心を不破様に。祈祷は花の籬ぞ。
- No.33 一、身上の届は、のぼり橋上候様に。
- No.34 一、毎物書道にはづれ候事。
- No.35 一、鬪、占は運に付候間、差立用候て、大にはづれ有べし。
- No.36 一、軍は敵の案に不入様に覚悟すべし。透間をはかる時は勝利必定。
- No.37 一、人は下程骨折候事、能知べし。
- No.38 一、横座の鑓は突るものにて可有、と被仰候事。
- No.39 一、武具は得かたより外有間敷候。片手落て片手にて業をする心得可有、と被仰候事。
- No.40 一、武篇の嗜は、先相当々々の武具無油断所持し、さて傍輩へいかにも心能寄合、親子兄弟のこくと成へし。自然の時、互に見捨ず、一身計そだてたる者は犬かみ合の如し、と被仰候事。
- No.41 一、武士は毎物かろく、手とり早にする物也。兼而身持可入、と被仰候事。
- No.42 一、武道に師道なし。ニツ取の目にも合ひ、数度難儀したるが武士道の功者と言也、と被仰候事。
- No.43 一、人を持事は情也。情深く懸候而も、大将心持あしければ無益なり。無欲慈悲なる人には人集まる。おのれと集たる人は、一騎当千たるべき、と被仰候事。
- No.44 一、何事そ有之時、言後れまじき、と被仰候事。
- No.45 一、人の不断の身持は、正直にすべし、と被仰候事。
- No.46 一、人の事をかげにてそしらぬもの也。我うへに引受て了簡すべし、と被仰候事。
- No.47 一、咎は一等宛軽く可申付。重申付候ハバ身の上大事也、と被仰候事。
- No.48 一、敵など恐敷ものは無。但、敵も此方を見て恐しかるべしと思ひ返せば、心安きもの也、と被仰候事。
- No.49 一、少人の何方にて菓子杯出候時、とらで不叶時は、我が前に有るを取べし。よしあしに心が付かてよし、偕(又)味くとも苦く喰ふべし、と被仰候事。
- No.50 一、人の身持は不断の覚悟など、自然の時も有物に候、と被仰候事。
- No.51 一、商好の者と深く知音無益也。奉公も商にするぞと主人が見たらば大事也、と被仰候事。
- No.52 一、奉公は身の為と努ゞせぬもの也。主人の為とするもの也。後ゆびさゝれぬ事ぞ、と被仰候

事。

- No53 一、見事成物は、能人の身持覚悟なり、と被仰候事。
- No54 一、物毎我為にせぬものぞ、末代他人の為とする物ぞ、と被仰候事。
- No55 一、隆信様は分別も久敷すれば、ねまる物ぞ、と被仰候事。
- No56 一、諸人、我心まかせ計り好寄合、にくき人と寄合て見よ。必徳有べし。奉公もいやなど思ふ事ならでは、身の為に不成、と被仰候事。
- No57 一、公儀勤様、時々なりわひを能見聞候而、時に不背様に兼而致覚悟、諸人に逢候時、人より見限られざる様に兼而覚悟致し、常に詞すくなく、物毎に気を付相嗜可申候。家の風儀を守るべし。時々なりわひに逢申とて、必家風を取失ふもの、由、被仰候事。
- No58 一、一旦けりように申聞候事は、下々より見すかさるゝものにて候。我心のすなをに真実ならでは、人にうつらぬ物の由、被仰候事。
- No59 一、腹の立時、申出仕置は荒く在之物に候。慈悲を不忘時は申出事もすなをに、慈悲にて人の感と成ものに候由、被仰候事。

「直茂様御教訓ヶ条覚書」(五十九条)の内容の一部が含まれる史料として、以下の八つの史料に着目した。その史料と五十九条の各条目との関連を整理したのが【表1】である。その詳細については後述するが、各史料の概要は次のとおりである。それぞれには類似史料が複数存在する。

A「御壁書二十一ヶ条」*12

一般に直茂の言行録と言われている。同内容で、「御壁書二十一箇条」、「直茂公御壁書」、「日峰様御壁書廿一箇条」「御遺訓廿一ヶ条」などと名称は異なる。ここでは「御壁書二十一ヶ条」と表記する*13。

B「葉隠」*14

山本常朝^{つねとも}の談話を田代陣基^{つらもと}が筆録したもの。宝永七年(1710)より聞書し、享保元年(1716)に成立したとされる。【表1】では、栗原荒野『校注葉隠』を「栗」、相良亨他編『葉隠』(『日本思想大系』)を「相」、和辻哲郎『葉隠』を「和」としている。

C「御壁書並御物語」*15

『直茂公譜考補付録』にある「御遺訓廿一ヶ条」と「御物語聞書」を一緒にしたもので、この二つは共に、直茂側近による御伽衆が書きとめていたものといわれている。これは一三九条あり、写しの日付は天保十五年になっている。ここではD『御物語聞書』に書き足した可能性が

高い。

D『御物語聞書』*16

『直茂公譜付録』の中の『御物語聞書』で、独立して六一条ある。一つ書きの文頭はほとんど「直茂公御咄…」や「直茂公被仰候…」など、「直茂…」から始まっている。C『御壁書並御物語』より以前に書かれたものと思われるが、写しは嘉永元年になっている。「柴田聞書」とかなり近い可能性がある*17。

E『御代々御咄聞書』と『愚見集』*18

『御代々御咄聞書』は、直茂・勝茂・光茂の三代の藩主の人柄等が書かれており、中でも、光茂の項目が一番多い。著者は山本常朝とみられ、作成時期は宝永初期の可能性が高い*19。

『愚見集』は、常朝が宝永五年(1708)に養子の山本吉三郎に与えた武士の心得書であるが、『葉隠』と重複項目も多い。

F『直茂公御咄聞書全』*20

直茂の元側近で、小城藩の初代藩主元茂*21(勝茂の長男)に付き人として派遣された千布太郎左衛門茂利のち柴田宗俊(宗春)が、直茂の言行を記したもので、内容的には、武将として戦場における心がけが主である。別名『柴田聞書』とも呼ばれている。

G『加州様御咄九ヶ條信州様御聞書』*22

元和四年(1618)五月二十六日、勝茂(初代藩主信濃守)が病に臥す父直茂(加賀守)を見舞った時、直茂の言葉を半紙に書き付けたもので、その内容(幕府への対応や藩の運営、家臣への心遣い)を、勝茂が光茂(二代藩主丹後守)へ伝えたものである*23。

H『日峰様御咄之書(茂宅聞書)』*24

深江純賢^{すみまさ}(茂宅)が慶長一一年(1606)の二月五日から六月二十三日までの間、直茂のいる三の丸で生前の直茂より直接聞いた話を同年に記録したものとされていて、史料の信頼性が高いとされ、一般的に『茂宅聞書』と呼ばれている。

【表1】「直茂様御教訓ヶ条覚書」と他の史料との関係

		A	B	C	D	E	F	G	H	
	「直茂様御教訓ヶ条覚書」59ヶ条	直茂様御教訓ヶ条書」55ヶ条	御壁書二十一ヶ条	業隠	御壁書並御物語(139条)	御物語聞書(61条)	御代々御咄聞書、愚見集	直茂公御咄聞書全	加州様御咄九ヶ条信州様御聞書	日峰様御咄之書(茂宅聞書)
1	仏神にも						代○			
2	遅き者の早き者が				物123	37	代○			
3	万数寄の物		栗454、相・和4-54(55)				代○			
4	諸事人の						代○			
5	国替の時は		栗472、相・和4-72(73)				代○愚p860			
6	時節到来と		栗370、相・和3-26(27)	物44	39		代○			
7	治世の鑿先に						代○			
8	一存二而分別不分		栗400、相・和4-1				代○			
9	能人にふりかけ				物101					日 p 296
10	不断胸に									日 p 297
11	小身成者程		栗464、相・和4-64(65)	物76						日 p 307
12	内々にての									
13	こぎこがたは									日 p 321
14	いたり過て				物39	5				日 p 329
15	軽くとて									
16	数寄の道は				物102	5				
17	以下の心を	●	○	栗○、相○	壁○					
18	下輩の詞は		○	栗○、相○	壁○					
19	人間の一生は		○	栗○、相○	壁○					
20	理非を糺す者は		○	栗○、相○	壁○					
21	大事の思案は		○	栗○、相○	壁○					
22	諸事、人より先に		○	栗○、相○	壁○					
23	諸事堪忍の事	●	○	栗○、相○	壁○					
24	万事しだるき事		○	栗○、相○	壁○					
25	武篇はそ忽ぞ		○	栗○、相○	壁○					
26	上下によらず		○	栗○、相○	壁○					
27	利発は分別の花		○	栗○、相○	壁○					
28	諸芸は独達難し		○	栗○、相○	壁○					
29	憲法は下輩の批判		○	栗○、相○	壁○					
30	子孫の祈禱は		○	栗○、相○	壁○					
31	先祖の善悪は		○	栗○、相○	壁○					
32	信心は心の掃除		○	栗○、相○	壁○					
33	身上の届は		○	栗○、相○	壁○					
34	毎物書道にはづれ		○	栗○、相○	壁○					
35	鬮・占は運に付		○	栗○、相○	壁○					
36	軍は敵の案に不入		○	栗○、相○	壁○					
37	人は下程骨折	●	○	栗○、相○	壁○					
38	横座の鑿は				物 2	7	愚 p 863	直 p 348		
39	武具は得かたより				物 3	8		直 p 348		
40	武篇の嗜は				物 4	9		直 p 348		
41	武士は毎物軽				物 5	10		直 p 349		
42	武道に師道なし				物 6	11		直 p 349		
43	人を持事は情也				物 8	13		直 p 349		
44	何事ぞ有之時									
45	人の不断の身持ち				物10	14		直 p 366		
46	人の事を陰にて				物13	17		直 p 368		
47	咎は一等宛軽く				物15			直 p 368		
48	敵など恐敷ものは				物16	18		直 p 368		
49	少人の何方にて				物19			直 p 369		
50	人の身持ち				物20			直 p 369		
51	商好の者と				物23	21		直 p 370		
52	奉公は身の為と				物23	21		直 p 370		
53	見事成物は				物29	26		直 p 373		
54	物毎我為にせぬもの				物30			直 p 376		
55	隆信様は				物31	28		直 p 377		
56	諸人、我心まかせ							直 p 370		
57	公儀勤様、時々									加 p 435
58	一旦けりように	●								加 p 435
59	腹の立つ時				物103					加 p 435

※○とp数字は該当するもの。●は「直茂様御教訓ヶ条覚書」59ヶ条(鍋063-29)にあって、「直茂様御教訓ヶ条書」55ヶ条(鍋063-11)に無いもの。「御壁書二十一ヶ条」は『喬木真宝』(鍋063-24)で(『佐賀県近世史料』第八編第三卷)。『業隠』は栗原荒野『校注業隠』、相良亨他編『日本思想体系』、和辻哲郎『業隠』。『御壁書並御物語』139条は「直茂公譜考補附録」十一(『佐賀県近世史料』第一編第一卷)数字は対応する条目。『御物語聞書』61条は「直茂公譜附録」(『佐賀県近世史料』第一編第一卷)数字は対応する条目。『御代々御咄聞書』(鍋034-19)と『愚見集』(鍋063-2)は『佐賀県近世史料』第八編第一卷。『直茂公御咄聞書全』(佐賀県立図書館蔵[図109-15326])『佐賀県近世史料』第八編第二卷。『加州様御咄九ヶ条信州様御聞書』(『五常五倫名義』鍋991-82)佐賀県近世史料第八編第二卷。『日峰様御咄之書(茂宅聞書)』(小城・岡山神社蔵)佐賀県近世史料第八編第二卷。

2「直茂様御教訓ヶ条覚書」の成立時期

「直茂様御教訓ヶ条覚書」(以下五十九条を適宜省略)の成立時期の比定するために、取り上げた史料との関係を【表1】より見ていく。「直茂様御教訓ヶ条覚書」の中に、「御壁書二十一ヶ条」が含まれている。それは前述したように、No.17よりNo.37までの二十一ヶ条で、その一つ書きの上には黒点が記されている。また、この「御壁書二十一ヶ条」の文末の語尾が他の条目の語尾と異なる。「御壁書二十一ヶ条」の文末の語尾は「…也」「…候事」「…べし」等の終止形で終わっている。しかし、それ以外の条目の文末は、ほとんどが「…被仰候事」で終わっている。このことから、意識的に「直茂様御教訓ヶ条覚書」に入れられたと考えられる。この「御壁書二十一ヶ条」を中心として、以下の五つのことより、「直茂様御教訓ヶ条覚書」の作成された時期が想定できると考える。

まず第一に、「御壁書二十一ヶ条」は、『葉隠』の「聞書」(一の46)に「直茂公の御壁書に…」とあり、この御壁書と同じものとされている^{*25}。栗原氏と相良氏は補注または附録に、「御壁書二十一ヶ条」の内容を記しているが、和辻氏の『葉隠』にはない。因みに『葉隠』は光茂の死亡[元禄一三年(1700)]の十年後から聞書されて、享保元年(1716)に成立したとされている。つまり、「御壁書二十一ヶ条」は『葉隠』より先に出来ていたことが分かる。それはまた、山本常朝の師と言われている石田一鼎の書いた「喬木真宝」^{*26}でも明らかである。文中に「前ノ賢太守 日峯公ノ置文二十一ヶ条ハ、時俗ノ俚話ヲ以テ、大道ノ妙用ヲ顕示シ玉リ、誠ニ天性剛明ノ仁心ヨリ流出シテ、頑ナル民ノ心マテ隔ナク感発スル故、是ソ当国士民ノ真宝ト謂ツヘシ(略)」とある。日峯公とは直茂のことであり、書き留められたのは元禄五年(1692)で『葉隠』成立の十八年前である。この時すでに「御壁書二十一ヶ条」は存在していたことになる。石田一鼎は直茂のこの言葉は佐賀藩の士民の真宝として、日頃熟読し、聖經賢伝せよと説く。そして、この直茂の壁書は『葉隠』にも影響し、『葉隠』武士道の思想的規範ともなったのである^{*27}。つまり、「御壁書二十一ヶ条」は『葉隠』や「直茂様御教訓ヶ条覚書」より先に出来ていて、後から、「直茂様御教訓ヶ条覚書」に挿入されたと考えられる。

また、『葉隠』と「直茂様御教訓ヶ条覚書」の関係を考えると、『葉隠』には「御壁書二十一ヶ条」のことは記載されているが、「直茂様御教訓ヶ条覚書」は触れられていない。【表1】により、「直茂様御教訓ヶ条覚書」は『葉隠』と共通の部分がある。

第二に、「直茂様御教訓ヶ条覚書」の中の「御壁書二十一ヶ条」の部分を含んで、前半と後半に分けると、前半

はE『御代々御咄聞書』(著者は山本常朝で、宝永初期作成と考えられている)と対応している箇所が多い^{*28}。例えば、E『御代々御咄聞書』の一条目に直茂と勝茂の会話の部分である。「直茂公・勝茂公御同前、本庄之宮御社参、御礼拝相澄候て」に続き、勝茂が直茂に「如何様之御祈念共ニ御座候哉」と再び尋ねると、「直茂公被仰候は、信ノ心おこり候様ニ御守り被下候へと祈り候、大明神の御照覧、此外ニは無之と被仰候」とある。これは「直茂様御教訓ヶ条覚書」のNo.1と同じ内容である。また、「直茂様御教訓ヶ条覚書」のNo.2と同じ内容のものが、E『御代々御咄聞書』の二条目の「一光茂公御十四歳之時、勝茂公御物語被成候 日峯様御咄之三ヶ條」の中に「一、奉公人ハ、遅き者の早き者が気に入物也」とある。このように「直茂様御教訓ヶ条覚書」のNo.1からNo.8までは、E『御代々御咄聞書』の七条目を除いて九条目までが対応している。しかも、E『御代々御咄聞書』では、すべて続き文になっているものを、「直茂様御教訓ヶ条覚書」では、区切って短縮し、文末を「…被仰候事」や「…候事」で止めている。このことから、「直茂様御教訓ヶ条覚書」はE『御代々御咄聞書』より後に書かれたものと考えられる。

また、「直茂様御教訓ヶ条覚書」のNo.9からNo.14は、No.12を除いて、H『日峰様御咄之書(茂宅聞書)』と対応している。例えば、「直茂様御教訓ヶ条覚書」のNo.9は、H『日峰様御咄之書(茂宅聞書)』の「昼程之御咄ニハ(後藤茂綱)左衛門殿・与兵衛様(多久安順)・十右衛門殿・鍋五郎兵衛殿(東島)・東市之介殿歴々罷居聞被申候、此衆へ細々被仰事ニハ、悪敷候へハ人躰などハ武篇合戦ニても、惣而其身不堪ニ候へハ不得勝利物ニ候、自然家中へ能仰下於有之ハ、其仁如何様ニもふりかけ内談致不浅、惣々たたひを肝心ニ案し、たゞい次第ニ分別をする事一圓ならぬものと聞へ候、只能々以分別たゞひを見つけ、随夫家を抱事何より以一大事之由被仰候(略)」からの引用で、文章を簡潔に短縮し、表現の末尾は「…被仰候事」で終わっている。同じくH『日峰様御咄之書(茂宅聞書)』の「只胸ニ氣遣(備)を精ニ入不仕故、物毎ニ者らりと分別違ハあるものニ候、皆右ニ被仰候事内々そこそこニ似合候様ニ分別出合ぬ事も、氣遣うすき故と被思召候由、御咄被成候、」の部分短縮したものが「直茂様御教訓ヶ条覚書」のNo.10で、文末を「…被仰候事」で締めている^{*29}。H『日峰様御咄之書(茂宅聞書)』は、前述したように深江純賢(すみまさ)(茂宅)が慶長一一年(1606)の二月から六月までの間に、直茂のいる三の丸で生前の直茂より直接聞いた話を同年に記録したものとされている。このことから、「直茂様御教訓ヶ条覚書」はH『日峰様御咄之書(茂宅聞書)』より後で書かれたものであることが明らかである。

第三に、「直茂様御教訓ヶ条覚書」の中の、引用され

た「御壁書二十一ヶ条」より後半部分を見ていく。No.38よりNo.56まではNo.44を除いてすべてF『直茂公御咄聞書全』の引用で、F『直茂公御咄聞書全』の中の長文を、一部抜萃して短縮し、文末を「…被仰候事」と書き直している^{*30}。例えば、No.38は、F『直茂公御咄聞書全』の「一或時、鴨打如作 直茂公江申上候は、昔ヨリ横座の鑓はつくと申人も有、又つけぬと申人も御座候、いつれにても御座あるへき哉と申、直茂公御意被成は、諸人すき事ならてハせぬもの也、常の咄にも、すきの道ならてハかたらぬ也、武道の事かたらハ多分武篇すきたるべし、武道すきたらハ心にくし、さなくとも、常に公言をいはず、自然のとき少成共其口合すへし、然は横座の鑓はつくるにて有るへしと被仰候、(略)」からの引用で、No.39は「一或者、武道具ハ如何様なるか能哉と御尋申、入まねせず、其身勝手勝手に誘るもの也、刀なとも、片手損したらハ、片手にて当の刀可打とそんすへき也、兎角武具は得方ヨリ外有間敷と御意被成候」からの引用である。このF『直茂公御咄聞書全』は、直茂の元側近で、小城藩初代藩主元茂〔勝茂の長男で承応三年(1654)死亡〕の相談役となった千布太郎左衛門茂利のち柴田宗俊(宗春)が直茂の死後、直茂の言行を書き集めたもので、別名『柴田聞書』とも呼ばれている^{*31}。これらのことより、「直茂様御教訓ヶ条覚書」はF『直茂公御咄聞書全』より以降に作成されたものとなる。

第四に、G『加州様御咄九ヶ条信州様御聞書』であるが、これは、直茂(加賀守)の言葉を勝茂(信濃守)が聞書したもので、それを勝茂の子(二代藩主光茂)に与えたものである。日付は十月一二日となっている。このG『加州様御咄九ヶ条信州様御聞書』の一つ書きの前書きに「五月二六日、多布施御屋敷伺御機嫌申上候得者、加州様被遊御意候者、今日者御機嫌御快、御痛も少し御やおらき被成候間、御居間罷通緩々と御咄申上候様二と、老女御使二而被成下候故罷通、終目御物語承候心持二相成義共二候故、此書付見被申合点難参事ハ、老人ともへ尋候而、心付可被申候、其故御咄候事共、態と半紙ニ書付遣置候」とある。直茂は元和四年(1618)六月三日に死去しているので、聞いた日付は、直茂の死去の八日前ということになる。No.57、No.58、No.59はG『加州様御咄九ヶ条信州様御聞書』のからの引用で、文面はすべて「…御被申成候」で終わっている長文を簡潔にし、「直茂様御教訓ヶ条覚書」では「…被仰候事」と書き換えられている^{*32}。

第五に、『葉隠』の写本には、「聞書第三」の巻頭の下に「此一巻は直茂公御咄、『茂宅聞書』『柴田聞書』『御代々御咄聞書』に無之事を書付申候也」と記述されているものがある^{*33}。これより上記三冊は『葉隠』より以前に書かれたものであることがわかる。また、前述したように、

『葉隠』の中で、「御壁書二十一ヶ条」の事は書かれているものの、「直茂様御教訓ヶ条覚書」の五十九条(または「覚」字のない五十五条)についての記載はない。

以上により、参考史料の内、編纂年代は、おおよそ下記の様になると考えられる。しかし、『葉隠』と「直茂様御教訓ヶ条覚書」は、編纂年代が微妙に重なるように思われる。

H『日峰様御咄之書(茂宅聞書)』<G『加州様御咄九ヶ条信州様御聞書』<F『直茂公御咄聞書全』<A「御壁書二十一ヶ条」<E「御代々御咄聞書」<B「葉隠」<「直茂様御教訓ヶ条覚書」。

今回取り上げた「直茂様御教訓ヶ条覚書」(五十九条)は、作成(編纂)時期は確定できないが、『葉隠』作成以前ではなく、『葉隠』と同時期か、書き終えたとされる享保元年(1716)以降に書かれたものではないかと推測される^{*34}。また、「直茂様御教訓ヶ条覚書」(五十九条)は、「直茂様御教訓ヶ条書」(五十五条)にNo.17、No.23、No.37と、No.58を加えたものである。

ここで、「御壁書二十一ヶ条」と「直茂様御教訓ヶ条覚書」(五十九条)と、標題に「覚」の字の入っていない「直茂様御教訓ヶ条書」(五十五条)との関係を見ていくと、一つ気になることがある。標題に「覚」の字の入っていない「直茂様御教訓ヶ条書」(五十五条)であるが、これは別ルートで作成されたものではないかと考える。なぜなら、「御壁書二十一ヶ条」のところ十八ヶ条しかないからである。しかし、この「直茂様御教訓ヶ条書」(五十五条)の条目の文言とその順番は、追加分を除いて、「直茂様御教訓ヶ条覚書」(五十九条)と全て一致する。このことから、「御壁書二十一ヶ条」とは別に、直茂の壁書の名前のついた「十八ヶ条」なるものが存在していて、それを貼り付けて別ルートで「直茂様御教訓ヶ条書」(五十五条)は作成されたと考えられる。その後、「直茂様御教訓ヶ条覚書」(五十九条)は「十八ヶ条」の部分を「御壁書二十一ヶ条」に差し替え貼り付け直して、(もう一条目No.58を加えて)、出来上がったのではないだろうか。つまり、編纂時期は「五十五条」<「五十九条」となると考えられる^{*35}。

では、ここで問題となるのが、「直茂様御教訓ヶ条覚書」(五十九条)の作成者の意図である。なぜ、「直茂様御教訓ヶ条書」(五十五条)の「十八ヶ条」の部分に、「御壁書二十一ヶ条」を貼り付け直して、No.58を追加しなければならなかったのか、また、追加する必要があったのかである。これは次章で明らかにしたい。

また、C『御壁書並御物語』については、A「御壁書二十一ヶ条」とD「御物語聞書」を合体させたものであるが、これらはもう少し検討が必要と思われる。

3「直茂様御教訓ヶ条覚書」の内容考察

(1) 内容について

この「直茂様御教訓ヶ条覚書」は主に、A「御壁書二十一ヶ条」や、E「御代々御咄聞書」、H「日峰様御咄之書(茂宅聞書)」や、F「直茂公御咄聞書全」、そして、G「加州様御咄九ヶ条信州様御聞書」などからの引用であった。内容的には、引用された「御壁書二十一ヶ条」はじめ^{*36}、E「御代々御咄聞書」やH「日峰様御咄之書(茂宅聞書)」やF「直茂公御咄聞書全」には、戦う武士としての心構えや、家臣の身持や嗜みや奉公の心構えが記されていた。また、領主(藩主)としての心構えとしては、挙げるとすれば、No.9、No.57、No.58、No.59あたりが該当すると考えるが、それほど強固なものではなかった。このように、「直茂様御教訓ヶ条覚書」は、次期継承者に対し、お家(藩)存続の願いを込めて書かれたものとは言い難い。つまり、この「直茂様御教訓ヶ条覚書」は次期藩主を想定して書かれたものでなく、家臣をターゲットにした主に合戦に対する戦う武士としての心構えや、普段の家臣としての心得を重視したものと言える。では、他藩において、藩祖の名を冠した「家訓」はどうであったか見てみよう。

まず、譜代大名保科正之の「家訓」である。「保科正之家訓^{*37}」十五条は、寛文八年四月に定めたとされている。そこには、幕府に対する異常なまでの気の使いようが読み取れる。例えば、一条目に、「一、大君之儀、一心大切可存忠勤、不可以列國之例自処焉、若懷二心、則非我子孫、面々決而不仕可従」と、幕府第一主義をとり、幕府に睨まれることを徹底的に警戒し、子孫に幕府忠誠を誓わし、それが己の家の安泰を計る唯一の道であると説く^{*38}。ここには、將軍(幕府)に対する絶対忠誠が明確に読み取れ、その点を強く後継者へ伝えている。それは、保科正之の出生と徳川政権における大老として役割からくる徳川氏との親密な関係のためと考えられる。

次に隣藩で、直茂と同時代の福岡藩外様大名黒田孝高(如水)^{*39}の『(如水)教諭^{*40}』をみていく。この『教諭』は四ヶ条からなり、第一条は「神の罰より主君の罰おそるべし、主君の罰より臣下万民の罰恐るべし、其故神の罰は折てもまぬかるべし、主君の罰は詫言して謝すべし、只臣下百姓にうとまれては必ず国家を失ふ故折ても詫言しても其罰はまぬかれがたし(略)」とあり、臣下百姓にうとまれては必ず国家を失うので大事にするようにと説く。第二条では、「総じて国を守護するは大事なりとおもふべし、先政道に私なく其我身の行儀作法を不乱して万民の手本となるべし(略)」と、領主は万民の手本となるよう説く。第三条では「大将たる人は威というも

のなくては万人の押さえなりがたし(略)」で始まり、「誠の威といふは先其身の行儀正敷理非賞罰明らかなるは、強て人をしかりおどす事はなけれども臣下万民敬ひ恐れて上をあなどり法をかりしむるものなくしておのづから威備るものなり」と結ぶ。ここでは、「大将」として誠の威は「臣下万民」から敬れることからなると説く。また、第四条では大名の次期後継者となる子の傳の人選について述べ、「(略)大名の子に生まれては、其心かしけれども下々の苦しみ難儀をかつて不知ものなれば、能々此心得なくては諸士又は民百姓に至るまでつかれ困しみ難儀に及ぶものなり、深く思慮すべき事なり」で締め括られている。このように如水の『教諭』では、「国を守護するものは」や「大将たる人は」や「大名の子に生まれて」などとあるように、明らかに黒田孝高は後継者(長政)への領主としてのあるべき姿を伝えようとしている。

このようにこれらは、成功者(藩主)が後継者に対し、領主としての有り様と、お家継承の秘策を伝授するための「家訓」である。この点で、直接家督相続者を対象とした文言が見当たらない「直茂様御教訓ヶ条覚書」とは相違がある。

ではここで、佐賀藩において、慶長六年に鍋島直茂から嫡子勝茂へ口上で達したとされる「覚^{*41}」(「多久家文書」所収)と比較してみると、「直茂様御教訓ヶ条覚書」とは内容的にいささか異なる。

この直茂の「覚」は全部で九条目あり、直茂が直接勝茂(信濃守)に対し、直茂の戦国武将としての合戦の経験から取得した事を伝授したもので、直茂の心意義が伝わるものである。これには、動乱期における直茂の生き様が垣間見られる。例えば、「有事」(合戦)の時は、「家中百姓等卒尔存、我儘之存分立を申、諸家ニも無礼候而、いつも此分たるへきと相部の気色、上下ヨリ見部候得者、滅亡之可為候元候付而、或者陣立、或者陣易、不可延時日、諸人延候多キ物候間、分別ちかふもの、事^{*42}」と、合戦の時は家中(家臣達)や百姓等はいろいろ自分勝手に判断するので、(合戦の)出立時期など誤る事が多く、それが原因で敗戦することもあるので、家臣や民衆に煩わされないようにと合戦における心構えを説く。「直茂様御教訓ヶ条覚書」には、直茂の名があるものの、この「多久家文書」の直茂の「覚」のように、被伝授者を後継者(勝茂)に絞って、自らの経験から戦闘の勝敗の要を生々しく吐露したものはなかった。このように、直茂が口上した「覚」と「直茂様御教訓ヶ条覚書」が、内容的に相違があるとするならば、この「直茂様御教訓ヶ条覚書」は、より深く吟味する必要があると考える。

(2) 作成推定時期の佐賀藩の政治背景と編纂者の意図

先述したように、「直茂様御教訓ヶ条覚書」の作成時期は、『葉隠』の作成同時期かそれ以降(享保元年以降)と推測される。では何故、この時期に、「御壁書二十一ヶ条」など直茂と関わるものから抜粋し、直茂を持ち上げ「直茂様御教訓ヶ条覚書」として作成しなければならなかったのか、このことを検討することで編纂者が推定できると考える。

作成されたとするこの時期は、【表2】より、三十八年間治政していた二代藩主光茂が亡くなり、その子三代藩主綱茂の十一年間の短い治政が終わり、すでに、四代藩主吉茂の時代となっていた。そして、綱茂の文治政策

に対する批判はさまざまな形で表れ、吉茂の藩政改革も家中においては快く思っていない者も多かったと考える。『葉隠』の序文「夜陰の閑談」では、「近年新儀多く、手薄く相成り候事に候。ヶ様の時節に、利口成者共が、何の味も不知、智恵自慢をして新儀を工み出し、殿の御気に入、出頭して、悉くしくさらし申候。先申さば、御三人の不熟、着座作り、他方者抱、手明鐘物頭、組替、屋敷替、御親類並家老作り、御東解除、御掟帳に仕替、独礼作り、西御屋敷御取立、足軽組ませちらかし、御道具仕廻物、西御屋敷御崩しなど、(略)新儀を工み候て、仕そこなひにて候*43」とある。その新儀とは、①「御三人の不熟」(佐賀本藩と小城・蓮池・鹿島三分家〔三支

【表2】佐賀藩歴代藩主(5代宗茂まで)

		誕生	死去	家督	致仕・治国	出自	備考
藩祖	直茂	天文7年(1538)	元和4年(1618)80歳		慶長15年(1610)	鍋島清房次男(母・龍造寺家純女)	左衛門大夫、彦法師丸、飛騨守信昌、信生、加賀守、慶長12年政家高房没
初代	勝茂	天正8年(1580)	明暦3年(1657)77歳	慶長15年(1610)	明暦3年(1657)	直茂の長子(母・陽泰院)	伊勢松、伊勢平、清茂、信濃守
	忠直	慶長18年(1613)	寛永12年(1635)22歳	早世	なし	勝茂の嫡子(母・高源院=家康養女)	翁介、肥前守、元和8年松平賜姓
2代	光茂	寛永9年(1632)	元禄13年(1700)68歳	明暦3年(1657)	元禄8年(1695)38年間	忠直の子(母・恵照院)	翁介、丹後守
3代	綱茂	承応元年(1652)	宝永3年(1706)54歳	元禄8年(1695)	宝永3年(1706)11年間	光茂の子(母・上杉氏)	彦法師丸、左衛門佐、信濃守
4代	吉茂	寛文4年(1664)	享保15年(1730)66歳	宝永4年(1707)	享保15年(1730)24年間	光茂の子(綱茂の弟、母・中院氏)	右兵衛佐、神代禪正直利、丹後守
5代	宗茂	貞享3年(1686)	宝暦4年(1754)68歳	享保15年(1730)	元文3年(1738)8年間	光茂の子(吉茂の弟、母・執行氏)	翁介、右平太、神代主膳直堅、信濃守、享保元年吉茂の養嗣となる

※木下喜作「佐賀藩歴代藩主要覧」(『葉隠研究』第24号、葉隠研究会、1994年)より一部引用し作成

藩]との不和と三家格式の制定)②「着座作り」(勝茂の長袴衆の着座への改め)③「手明鐘物頭」(徒士と手明鐘との身分争いと手明鐘の上位の決定)④「組替え」(家臣の所属組織である組の編成変え)⑤「御掟帳に仕替え」(藩法改定)⑥「足軽ませちらかし」(足軽組の組替え)などであった。また、綱茂が行ったものとして「御親戚並家老作り」(親類家老と親類同格の家老の設定)、「御東解き除け」(二の丸にあった向陽軒の解体)、「西御屋敷御取り立て」(城外西南の観頤園の建設)があった。綱茂の鬼丸に作った華麗な別荘、観頤荘に代表される文治主義の風潮の否定は、綱茂の没後、直ちに観頤荘が破壊されたのに象徴された。幕府における吉宗の享保の改革が家康を理想とした復古的要素があったように、佐賀藩においても直茂・勝茂の時代への復古的願望が強かったと考えられる*44。それは先の「夜陰の閑談」の「…家職勤の能手本は、日峯様・泰盛院様にて候。其時代の御被官は、皆家職を勤申候。上より御用に立者御探捉、下より御用に立

たがり上下の志行渡、家黒み申たる事に候」からも読み取れる。ここでは、日峯様(直茂)・泰盛院様(勝茂)は領主の手本で、その時代の家臣も家職に忠実で、上下の志が行き渡り、お家はしっかり安泰であったと、直茂・勝茂の時代を理想化する。また「然は、乍憚、御上にも、日峯様・泰盛院様の御苦勞を被思召知、責て御讓の御書物成共御熟覽候て、御落着被遊度事に候。(略)我儘の数寄事ばかりにて、御家職方大形に候ゆへ…」と、四代藩主吉茂に対し、直茂・勝茂を見習うようにと説き、「日峯様・泰盛院様の御仕置・御指南を、上にも下にも守候時は、諸人落着、手強く、物静に治申事に候*45」と締め括っていることから明白である。

このような風潮の中、「直茂様御教訓ヶ条覚書」は、直茂・勝茂の藩政初期を理想化し、その復古願望を託し、直茂の名を仮託して編纂されたものとも考えられる。では、「直茂様御教訓ヶ条覚書」の編纂者は誰で、その意図は何であったか、それは、「直茂様御教訓ヶ条

書」(五十五条)に加えられたNo17、No23、No37、No58にヒントが隠されているのではないかと想定する。

「No17 一、以下の心を能量り、上に至而校量し候はゞはづれ難有候」の内容は上の者は下の者の考えをよく知ること。上の者の尺度で測ってはならない(石^{*46})で、下の者の心を(ここでは小身者か)をよく知るようにと言っている。校量とは、肥前の俗語で我心に人の上を押し量る事で、大抵恕の字の意味である(恩)としている。「No23 一、諸事堪忍の事」では、堪忍せざるは人にあらずとして、天下国家の為に身を捨て、事を調えるのが人の役である(石)や、堪忍の徳は大なり、身に受用して之を知るべし(恩)としている。「No37 一、人は下程骨折候事、能知るべし」では、位の下の者程、大変であることを知るべきだとしている。「No58 一、一旦けりように申聞候事は、下々より見すかさるゝもの而候。我心のすなほに真実ならでは、人に移らぬ物の由、被仰候事」では、あたかも、大身の者は、真実な行動をしなけば、小身の者はついて来ないという小身者の目線ととることができる。追加されたこの四条は、家臣の中でも大身者(家老・頭人)の下々(小身の者)に対する配慮を重視しているように見受けられる。No17、No23、No37の加わった「御壁書二十一ヶ条」の作成された時期においても、大身になれなかった者は、なった者よりはるかに多く、小身者の大身者に対する羨望と自らの葛藤は武士における普遍的なものであったと考える。

そのように捉えると、この「直茂様御教訓ヶ条覚書」の編者は、家臣の中でも小身者で、藩主を含めた上級家臣(家老・頭人)に対し、上級家臣になれなかった羨望と葛藤のもと、下級家臣への思いやる人間関係構築の提言を、密かに、家中の武士への心構えとして作成されたこの「直茂様御教訓ヶ条覚書」の中に潜ませたのではないだろうか。

おわりに

近世の武士は、戦う武士としての側面と、治者としての側面をもっていた。前者には、戦国期から継続する武士特有の戦闘者であり、後者では、平時時の御家に属し身分制社会の中の手本となるべき治政者であった。そして、武家「家訓」の中でも、藩主(藩祖)によって書かれた「家訓」の内容の多くは、どちらか一方の側面が強く出ていたとしても、その藩の後継者に対し、お家(藩)存続を願って自らの経験に基づく秘策を伝授するものであった。それは、藩における「家法」ともなり、藩主としての治政の基本理念である儒教的「教訓」ともなっていた。しかし、この「直茂様御教訓ヶ条覚書」(五十九条)

は、内容的には、戦闘の心構えや家臣としての心構えであるものの、藩祖の名を冠した近世武家「家訓」に特徴的な藩主の後継者に対する教訓の文言は少なく、また、儒教的な武家(家臣)の主家(藩主)への「忠」の推奨や、その儒教的な訓誡を以て民衆を治めるための仁政思想に基づく「家訓」でもなかった。

また、「直茂様御教訓ヶ条覚書」(五十九条)の構成形態は、さまざまなものからの寄せ集めで、「御壁書二十一ヶ条」を挟んで前半分は主に『御代々御咄聞書』や『日峰様御咄之書(茂宅聞書)』から、後半部は主に『直茂公御咄聞書全』や『加州様御咄九ヶ條信州様御聞書』からの引用であった。そして、その最前部分の引用は常朝が書いたとされる『御代々御咄聞書』であった。その点では、標題に「覚」のない「直茂様御教訓ヶ条書」(五十五条)もまた同様であった。

この作成推定時期と考えられる享保元年前後の佐賀藩は、『葉隠』でも明らかのように、家中には、藩政初期の直茂・勝茂の時代への復古願望が渦巻いていた。それ故、編纂者は、直茂の名に仮託して「直茂様御教訓ヶ条覚書」(五十九条)を作成したと考える。そして、その中には、編纂者の意図を密かに組み入れたと考える。その根拠が、「直茂様御教訓ヶ条書」(五十五条)の中の「十八ヶ条」を「御壁書二十一ヶ条」にすり替え、No58を加えたことであつたと推測する。

この追加された条目の内容はいずれも、大身者(「家老」や「頭人」)に対する、小身者への要請(人間関係構築の提言)であり、これらは、常朝が著した『愚見集』や『御代々御咄聞書』にも同様なことが随所に見られる。そこには、高野信治氏のいう^{*47}「小身者の上昇志向」に表れる、「家老」や「頭人」などの大身者になれなかった小身者の失望と羨望、そして批判が感じられるからである。このことは、近世の多くの武士達が持っていた普遍的な悩みであり葛藤であったのではなからうか。

つまり、この「直茂様御教訓ヶ条覚書」(五十九条)は藩祖直茂によって書かれた「覚書」ではなく、享保元年前後に、編纂者により、いろいろなものから寄せ集められて作成されたものであった。そして、その対象は後継者や子孫というよりも、「御家」の構成者に向けて書かれたものであった。編纂者は、大名家にとって重要な位置にあつたと認識されていた藩祖直茂の名に仮託してこの「直茂様御教訓ヶ条覚書」(五十九条)を編纂し、表面上は、平和に慣れた家中(佐賀藩)の武士達を鼓舞するための「覚書」とし、実は、この中にはこの時代の藩政批判による藩政初期の復古願望と、大身者に対する批判的(願望的)提言が隠されていたのではないかと考える。このことから、この「直茂様御教訓ヶ条覚書」の編纂

者は、家老などの大身者になれなかった山本常朝のような小身者^{*48}（あるいは彼も）が関わっていたのではないかと考えるのは、飛躍し過ぎであろうか。

時代が「家訓」を要請したと考えれば、このように、藩祖の名を冠した「家訓」であっても、その実態は藩祖自身に関係したのではなく、編纂者がある意図を持って、藩祖の名に仮託して編纂したという例も多くあったのではないかと考えられる。

註

*¹何をもって藩祖とするのか問題で、直茂が佐賀藩初代としているものもあるが（藤野保『佐賀藩の総合研究』など）、幕府からの朱印状が勝茂に宛てられたことと、直茂が大家（鍋島家）の重要な位置を占めるという認識があったのは確実であることより、ここでは直茂を藩祖と呼ぶことにし、佐賀藩初代藩主は勝茂とする。

*²山本眞功編註『家訓集』東洋文庫687（平凡社、2001年）383頁。

*³小澤富夫『武家家訓・遺訓集成』（ペリかん社、2003年）2頁。

*⁴伊東多三郎「近世大名の家訓－藩法研究の一問題－」（『歴史地理』第八十九巻第一号、日本歴史地理学会、1958年）5頁。

*⁵前掲註（4）伊東多三郎「近世大名の家訓－藩法研究の一問題－」5頁。小澤氏は武家「家訓」の思想的転換期は、寛文・延宝期（1661～1680）がきわめて重要な起点となっているとする。それはこの時代、戦国の世を経験しない新たなる武家の治政となり、公的な法度と機構によって統制された「武辺もなき」武士の官僚組織集団の世となったからだと指摘する〔小澤富夫「近世武家家訓」（『日本思想史』No51、日本思想史懇話会、1997年）21～26頁〕。

*⁶このような武家の「家訓」の研究史の流れは、内容分析により大きく分けて二通りある。一つは、法制史の面からの研究で、前掲註（4）伊東多三郎「近世大名の家訓－藩法研究の一問題－」などである。もう一つは、「家訓」を教育や思想の面から捉える研究で、修身齐家治国平天下の道を説く儒教が治政の指導理念として為政者に受容されることになったとして、武家の「家訓」を儒学と結びつけたもののようなものがある〔近藤齊『武家・家訓の研究』（目黒書院、1962年）、同氏『近世以降武家家訓の研究』（風間書房、1975年）、前掲註（3）小澤富夫『武家家訓・遺訓集成』、前掲註（5）同氏「近世武家家訓」、長谷川亀雄「武家

教育に於ける家訓について」（『北海道学芸大学紀要』第一部10-2、1962年〕。また、個別に「女家訓」を取り上げたものとして、近藤齊『女家訓の成立』（清和女子短期大学紀要3、1971年）や、黒田真道・小瀧淳校『近世武家教育思想 家訓・訓誡』（日本図書センター、1979年）があり、史料編として刊行されたものに、桃裕行『武家家訓の研究』（思文閣出版、1998年）などがある。

*⁷この『東照宮御遺訓』の作成については、ヘルマン・オームス氏は「この文書が出版されたのは家光統治時代で、幕府の依頼により林羅山が作成したも」〔ヘルマン・オームス『徳川イデオロギー』黒住真他訳（ペリかん社、1990年）〕と結論づけたのに対し、平野寿則氏は史料学的に検討した上で、「刊行された事実はなく、その成立は家光統治期ではなく、作成経緯も不明で、改訂者は貝原益軒」と反論した〔平野寿則『東照宮御遺訓』と『井上主計頭覚書』について』（ヘルマン・オームス、大桑齊共編『シンポジウム徳川イデオロギー』ペリかん社、1996年〕。また、若尾政希氏は『東照宮御遺訓』は『理尽鈔』の影響下で作成されたのは確実」と論じている〔若尾政希『東照宮御遺訓』：『御遺訓』の思想史的研究序説』（『社会学研究』一橋大学研究報告39号、2001年）〕、その後、同文が〔若尾政希『東照宮御遺訓』の形成－『御遺訓』の思想史的研究序説』（平野寿則・大桑齊編『近世仏教治国論の史料と研究』清文堂出版、2007年）〕の第四章に掲載。

*⁸「直茂様御教訓ヶ条覚書」鍋島文庫（鍋063-29）〔以下「鍋島文庫」は省略する〕。同様のものが、祐徳稲荷神社に写本として所蔵されている。小澤富夫氏は前掲註（3）『武家家訓・遺訓集成』では、この祐徳稲荷神社写本を使用している。

*⁹（鍋063-29）。これに類似した写本が当時の佐賀藩には数多くあると思われる。

*¹⁰但し、本史料成立時点での史料名が本史料の名前であったかどうかは、検討の余地がある。

*¹¹（鍋063-11）。

*¹²本史料には、一二種類の類書があり、「喬木真宝」（鍋063-24）の中の「御壁書二十一箇条」を底本として（『佐賀県近世史料』第八編第三巻）に刊行されている。そこには、石田一鼎の解説もある（480頁）。二十一ヶ条の順番は異なるが、内容などはこの刊行分を参考にす。以下「御壁書二十一ヶ条」（『近世』八-三）480頁のように略記する。「先覚要言」（『同』495頁）には恩田一均が註を付けたものがある。栗原荒野『校注葉隠』（内外書房、1940年）の中の「御壁書二十一ヶ条」には、石田一鼎と恩田一均の注釈ある（『同』1010～1030頁）。また、相良亨他編『三河物語・葉隠』（日本思想大系

26、岩波書店、1974年)には、補注592～593頁に「直茂公御壁書廿一ヶ条」がある。この「御壁書二十一ヶ条」の作成以前に、一条目少ない「直茂公御壁書二十ヶ条」の存在の可能性がある。(草野太郎兵衛永元聞書『近世』八-二)424頁。

*13なお、特定の史料に注目する際には、当該史料名に忠実に表記する。

*14本史料は、佐賀県立図書館寄託の中に一〇種類の類書があり、最も整理された九冊本(鍋063-48)を底本として刊行されている(『近世』八-一)。『葉隠』(原本が発見されておらず写本により葉隠聞書・はがくれ聞書・葉隠集・はがくれ・葉隠など名称は一定しない。本論ではこのように呼ぶ)は、内容的には、「聞書」として一巻から十一巻までに分けられている。ここでは、前掲註(12)栗原荒野編『校注葉隠』(底本「山本本」「孝白本」)、相良亨他編『三河物語・葉隠』(底本「餅木鍋島家本」と、和辻哲郎『葉隠』(上・中・下)岩波文庫、1940-41年(底本「中野本」「山本本」「古川本」)を参照した。

*15本史料は「直茂公譜考補附録」の中の『御壁書並御物語』で、(『近世』一-一)836頁に翻刻されている。ここでは刊行分を参考にする。

*16本史料は「直茂公譜附録」の中の『御物語聞書』で、(『近世』一-一)883頁～901頁に翻刻されている。ここでは刊行分を参考にする。

*17『葉隠』「聞書」六巻の68条目の中に、柴田宗俊に関して「直茂公御物語を書集被申候」、それが『柴田聞書』とある。「聞書」六巻の68条目を(六-68)と表記する。なお以下の箇条番号の使用テキストは前掲註(12)相良亨他編『三河物語・葉隠』による。

*18『御代々御咄聞書』には、一五種類の類書があり、このうち「御代々御咄聞書」(鍋034-19)を底本として『近世』八-一に翻刻されていて、ここでは刊行分を参考にした。これについての研究には、木下喜作『御代々御咄聞書』の研究(『葉隠研究』第7号、葉隠研究会、1988年)がある。また『愚見集』には、七種類の類書があり、このうち『愚見集』(鍋063-2)を底本として『近世』八-一に翻刻されていて、ここでは刊行分を参考にした。池田史郎「愚見集について」(『葉隠研究』第5号、1987年)、のち『池田史郎著作集』(出門堂、2008年)に収載。『愚見集』の奥書については、大園隆二郎「常朝から陣基に与えられた『愚見集』奥書について」(『葉隠研究』第50号、葉隠研究会、2003年)がある。

*19前掲註(18)木下喜作『御代々御咄聞書』の研究96～98頁。

*20本史料には、一三種類の類書があり、このうち佐賀

県立図書館蔵「直茂公御咄聞書全」(図109-15326)を底本として『近世』八-二に翻刻されていて、ここでは刊行分を参考にした。他に刊行されているものには、大木俊九郎「直茂公御物語」(『芝田宗春聞書』の副題あり)(『佐賀』第38～42号、明治36年～37年)がある。この『柴田聞書』は、千布太郎左衛門茂利が直茂の死後、浪人中かまたは、その後柴田宗俊とってからか書き集めたもの。前掲註(12)相良亨他編『三河物語・葉隠』(補注、408頁)。

*21佐賀藩初代藩主・鍋島勝茂の長男。当初は嫡男として扱われていたが、元茂が四歳の時、父勝茂が徳川家康の養女(岡部長盛の娘菊姫)と結婚したため廃嫡された。これは、家康の養女である菊姫との間に生まれた子供を後継ぎにしようとしたためとも言われている。祖父である直茂の死去後、その隠居領であった1万石が元茂に与えられ、幾度か加増をされ、最終的には寛永一十九年(1642)に肥前小城に7万3000石を与えられた。元茂は小城藩の初代藩主となる。

*22本史料には、九種類の類書があり、このうち「五常五輪名義」(鍋991-82)の中の「加州様御咄九ヶ條信州様御聞書」を底本として『近世』八-二に翻刻され、ここでは刊行分を参考とした。

*23前掲註(6)近藤斉『近世以降武家家訓の研究』121頁ほか。

*24本史料には、類書が七種類あり、このうち「日峰様御咄之書」(小城・岡山神社蔵)を底本として、『近世』八-二に翻刻され、ここでは刊行分を参考にする。「茂宅聞書」はその後、多くの史料に引用され、また編纂されていると考えられる。例えば、前掲註(12)相良亨他編『三河物語・葉隠』(補注、599頁)には、「茂宅聞書」は「直茂公御咄深掘茂宅聞書」ともいう、これは慶長十三年(1608)成立と、ある。

*25前掲註(12)相良本と前掲註(14)和辻本では(一の46)、前掲註(12)栗原本では(一の47)。

*26前掲註(12)「喬木真室」(『近世』八-三)479頁。文末に「元禄五年壬申一之日願溪愚璞滴涙而書于存神室之傍」とあり、溪愚とは石田一鼎のことである。

*27前掲註(3)小澤富夫『武家家訓・遺訓集成』499頁。

*28No.1からNo.8までは、E『御代々御咄聞書』からの引用である。これはすでに木下喜作の指摘があり、解釈と詳細な現代訳は、前掲註(18)木下喜作『御代々御咄聞書』の研究にある。この中で、同氏は『御代々御咄聞書』の著者は山本常朝として、作成は宝永前期を想定している。

*29「直茂様御教訓ヶ条覚書」のNo.9の後と、H『日峰様御咄之書(茂宅聞書)』(『近世』八-二)の対応は、No.10

は(『同』)298頁、No11は(『同』)307頁、No13は(『同』)321頁、No14は(『同』)329～330頁である。

*30「直茂様御教訓ヶ条覚書」のNo38はF『直茂公御咄聞書全』(『近世』八―二)348頁の文を短縮したもの。また、No39は(『同』)348頁、No40～No43は(『同』)349頁、No45は(『同』)366頁、No46～No48は(『同』)368頁、No49からNo50は(『同』)369頁、No51～No52は(『同』)370頁、No53は(『同』)373頁、No54は(『同』)376頁、No55は(『同』)377頁、No56は(『同』)370頁と対応している。

*31この「柴田聞書」はその後、多くの史料に引用され、また編纂されていると考えられる。例えば、前掲註(12)相良亨他編『三河物語・葉隠』(補注、599頁)に「直茂公御物語ヲ聞書前後不同」などがあり、この中に「直茂公御壁書」が収められているとする。しかし、「これは「柴田聞書」か」、となっており、また、「…前後不同」ということもあって、後の編纂ものとする。

*32「直茂様御教訓ヶ条覚書」のNo57～No59はG『加州様御咄九ヶ條信州様御聞書』(『近世』八―二)435～436頁に該当する。

*33栗原荒野氏が底本にされている「山本本」「孝白本」の『葉隠』も、相良亨氏が底本にされてる「餅木鍋島家本」の『葉隠』も同様である。

*34早くとも、陣基が『葉隠』の聞書を書き始めた宝永七年(1710)以降ではないかと考えられる。また、小澤富夫氏は「近世武家家訓」(『季刊日本思想史』、ペリかん社、1997年。25～33頁)で、鍋島直茂・勝茂の「家訓」を寛文期以前の「家訓」としているが、全てそうとは言えない。

*35近藤齊氏は、「直茂様御教訓ヶ条書」(五十五条)の中から抜粋した十八ヶ条に、新たに三条加えて「御壁書二十一ヶ条」とされたと解釈されている[前掲註(6)『近世以降武家家訓の研究』(123頁)]。しかし、拙稿ではこの点の解釈は微妙に異なる。「十八ヶ条」は「五十五条」から抜粋されたものではなく、先に「十八ヶ条」のようなものがあつたのではないかと考える。なぜなら、その「五十五条」の中での「十八ヶ条」の語尾もすでに、「…べし」や「…也」などとなっており、語尾が他と異なるからである。また、小澤富夫氏は、前掲註(3)『武家家訓・遺訓集成』(202頁)の補注の中で、この「直茂様御教訓ヶ条覚書」(五十九条)から、「御壁書二十一ヶ条」が別立てされたように記されているが、これは作成年代的に間違いである。

*36「御壁書二十一ヶ条」の解釈については、先述のように元禄五年に、石田一鼎による[前掲註(12)]「喬木真宝」が書かれ、元禄九年には恩田一均の解説で[前掲註(同)]「先覚要言」が書かれた。一均は、「前加賀守

鍋島直茂公置文二十一章」について、家臣に照準を合わせたもので、「郷党の諸士常に拝誦せんことを願う」としている。

*37「会津家訓」と呼ばれ、「家訓」として名高い。保科正之は近世前期の大名。慶長一六～寛文一二(1611～1672)年。將軍家光の異母弟、会津藩創業の藩主で名君と言われる。

*38布施弥平治「保科正之の教令―御法度書と家訓を中心に―」(『日本法学』第26巻第2号、1960年)131頁。前掲註(3)小澤富夫『武家家訓・遺訓集成』265頁。

*39黒田孝高(如水)は、安土桃山時代の武将。天文一五～慶長九年(1546～1604)。豊臣秀吉に仕え、山崎の合戦、九州征伐などに功をたて豊前中津一二万石を領する。文禄・慶長の役には渡海。関ヶ原の戦いでは徳川方についた。その子黒田長政は永禄一一～元和九年(1568～1623)で、福岡藩初代藩主。福岡城主。筑前五十二万三千石を領する。

*40黒田家の「家訓」については、近藤齊『戦国時代武家家訓の研究』(風間書房、1978年)に詳しい。ここでは『同書』資料篇(269～71頁)「直茂様御教訓ヶ条覚書」を参照。同氏は『(如水)教論』は『黒田家譜』(卷之十五)の『如水遺事』の第一・第十三・第十四・第十六条に「如水の曰^{いわく}」として全く同文で載っているとしている。末尾の日付は天正十五年七月日とある。

*41「多久家文書」一四「鍋島直茂覚書」(『佐賀県史料集成』第一〇巻)405頁。

*42「同上」九条目。

*43前掲註(12)相良亨他編『三河物語・葉隠』218頁。

*44「勝茂公御年譜」(『近世』一―二)、8頁。解題では『勝茂公譜』が成立したのは、四代藩主吉茂から五代藩主宗茂にかけての時代。

*45ここでの「」は全て『葉隠』の序文「夜陰の閑談」より引用。前掲註(12)相良亨他編『三河物語・葉隠』218頁。

*46前掲註(12)より、石田一鼎の解釈には(石)、恩田一均の解釈には(恩)と記す。

*47高野信治「もう一つの『名利』―『奉公人』の『立身』:『葉隠』の葛藤―」(『九州文化史研究所紀要』第54号、九州文化史資料部門、2011年)では、『葉隠』の三巻以降最終条目では「家老への批判」で締めくくられているとする(51頁)。

*48山本常朝は小身者といっても、もとは家老や年寄り役を輩出する中野一門で(常朝の父重澄は中野家より山本家へ養子)、主君(三代藩主光茂)に近侍する側役であった。そのこともまた常朝自身の葛藤の要素で、自ら家老になれなかった小身者と称している「乍恐書置之覚」(『近世』八―一)915頁。

The Formation and the Significance of Nabesima's Family Precepts,

“Naoshige Sama Gokyoukun Kazyou Oboegaki”

A new insight on the character of early modern times samurai “family precepts”

Yuriko TANAKA

This research focuses on “*Naoshige Sama Gokyoukun Kazyou Oboegaki*,” one of “the family precepts” named after “Naoshige” who was a head of the Saga (the Nabesimas) feudal clan in the early modern times. Also, this study focuses on the process of making this “*Naoshige Sama Gokyoukun Kazyou Oboegaki*” from the historical materials study’s point of view. By conducting this research I have clarified one of the characteristics of “the family precepts” with the name of the head of a feudal lord.

In general, “family precepts” was included in numerous materials such as, admonitions, teachings, a will, a lesson, a note, a memorandum, a wall notice, a family code of conduct. In particular, the “family precepts” of a samurai family were mainly written in the early modern times for the purpose of leaving evidence where a feudal clan (the daimyo) established his house by military exploit. Such evidence would help his descendants and a vassal to ensure the permanence and the prosperity of his house. However, as time passed, shogunate government was established and many daimyos made “the family precepts” for the vassal including the heir.

Previous research has mainly focused on the contents interpretation of samurai family “family precepts” or the historical background of these precepts. However, a study on the establishment of “family precepts” from the perspectives of historical material studies has not yet been introduced.

As a result of my study “*Naoshige Sama Gokyoukun Kazyou Oboegaki*,” one of “the family precepts” I can provide three points. First, the Saga feudal lord “*Naoshige*” did not write this “*Naoshige Sama Gokyoukun Kazyou Oboegaki*” yet was edited by a vassal of intermediate rank. Second, it was composed of by compiling and collecting various documents. Third, “*Naoshige Sama Gokyoukun Kazyou Oboegaki*,” which contains the name of the lord, “*Naoshige*,” was not written for a successor, but for the constitutionalists of the house, the Nabesimas. It also contains criticism towards vassals of the same high rank in the Nabesima family.